

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	釧路市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

北海道釧路市長

## 公表日

令和4年9月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険に関する事務				
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。</p> <p>また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>① 被保険者に係る申請書や届出書に関する事務            ② 被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理に関する事務            ③ 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会に関する事務            ④ 保険料収納状況の確認に関する事務            ⑤ 保険料賦課における特別徴収対象者及び普通徴収対象者の確認に関する事務            ⑥ 被保険者の資格記録の管理に関する事務            ⑦ 被保険者の受給者及び給付実績の管理に関する事務            ⑧ 被保険者の認定に関する事務            ⑨ 被保険者に対する給付に関する事務            ⑩ 保険料の徴収に伴う給付制限に関する事務            ⑪ マイナポータルの電子申請機能による申請の受領</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>				
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納管理システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバ 5. 申請管理システム				
2. 特定個人情報ファイル名					
介護保険関連ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第50条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（釧路市条例）				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[ 実施する ] <table border="0" style="float: right;"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 別紙1のとおり （別表第二における情報照会の根拠） 別紙2のとおり				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	釧路市福祉部介護高齢課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
-					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	釧路市福祉部介護高齢課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4598				

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



## (別紙1)

「3. 個人番号の利用」の情報提供の法令上の根拠					
No.	別表第二項番	情報照会者	事務	情報提供者	提供する特定個人情報
1	1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
3				市町村長	介護保険給付等関係情報
4	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
5				市町村長	介護保険給付等関係情報
6	4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
7	5	厚生労働大臣	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
8	6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
9	8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
10	11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
11	17	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
12	22	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
13	26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報

No.	別表第二項番	情報照会者	事務	情報提供者	提供する特定個人情報
14	30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
15	33	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
16	39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
17	42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
18	43	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
19	46	厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報
20	56の2	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
21	58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
22	61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
23	62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
24	80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
25	81	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
26	83	厚生労働大臣又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律第一百条において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報

No.	別表第二項番	情報照会者	事務	情報提供者	提供する特定個人情報
27	87	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
28	90	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
29	94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
30	95	厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報
31	97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
32	106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
33	108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
34	109	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
35	117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報
36	120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報

## (別紙2)

「3. 個人番号の利用」の情報照会の法令上の根拠					
No.	別表第二 項番	情報照会者	事務	情報提供者	提供する特定個人情報
1	93	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は 地域支援事業の実施に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期 高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情 報
2				介護保険法第二十条 に規定する他の法令に よる給付の支給を行う こととされている者	介護保険法第二十条 に規定する他の法令に よる給付の支給に関す る情報
3	94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域 支援事業の実施又は保険料の徴収に関 する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報
4				市町村長	地方税関係情報、住民 票関係情報又は介護 保険給付等関係情報
5				厚生労働大臣若しくは 日本年金機構又は共 済組合等	年金給付関係情報